

市長記者会見記録

日時：2015年5月7日（木）午後2時～午後2時51分

場所：本庁舎2階 講堂

議題：川崎市農業技術支援センターにおける知的財産ポリシーの制定と「のらぼう菜」に関する共同研究契約の締結について（経済労働局）
（話題提供）

セイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎について（市民・こども局）

<内容>

（川崎市農業技術支援センターにおける知的財産ポリシーの制定と「のらぼう菜」に関する共同研究契約の締結について）

司会：ただいまより、定例の市長記者会見を始めさせていただきます。本日は、川崎市農業技術支援センターにおける知的財産ポリシーの制定と「のらぼう菜」に関する共同研究契約の締結についてと、話題提供といたしまして、セイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎についてとなっております。

それでは、川崎市農業技術支援センターにおける知的財産ポリシーの制定とのらぼう菜に関する共同研究契約の締結について発表いたします。

初めに、出席者をご紹介します。

明治大学副学長農学部教授、竹本田持様でございます。

明治大学副学長・農学部教授竹本副学長（以下「竹本副学長」）： お願いします。

司会： 神奈川県農業技術センター所長、北宜裕様でございます。

神奈川県農業技術センター北所長： 北でございます。

司会： 川崎市知的財産アドバイザー、高橋光一様でございます。

高橋川崎市知的財産アドバイザー（以下「高橋アドバイザー」）： 高橋でございます。

司会： 明治大学農学部准教授、元木悟様でございます。

明治大学農学部准教授（以下「元木准教授」）： 元木です。よろしくお願いたします。

司会： 神奈川県農業技術センター生産環境部品質機能研究課長、吉田誠様でございます。

神奈川県吉田品質機能研究課長： 吉田です。よろしくお願いたします。

司会： それでは、市長から発表いたします。市長、よろしくお願いたします。

市長： こんにちは。では、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。

本市では、平成20年2月に川崎市知的財産戦略を策定し、現在まで市が中小企業と大企業、大学、金融機関などとの連携機会をつくる川崎モデルに象徴されるように、知的財産先進都市として地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進しているところでございます。

今般、本市の公的試験研究機関である農業技術支援センターにおける知的財産の管理活用を促進することを目的に、市立農業試験場では初めて知的財産ポリシーを制定するとともに、知的財産ポリシーの基本方針に基づき、かわさきの郷土作物であるのらぼう菜の普及とブランド力の強化に向けて、川崎市・明治大学・神奈川県相互連携による共同研究契約を本日締結いたしました。

かねてから、のらぼう菜については、各研究機関が個別に研究しておりましたが、地域特産物としての確立を図るため、3者での共同研究に発展させることにより、お互いの得意分野を生かし、研究成果である技術情報を本市の生産者に還元して、のらぼう菜のさらなる品質向上を図り、市民の方々に、よりおいしいのらぼう菜を提供していきたいと思っております。

共同研究のテーマをのらぼう菜にいたしましたのは、かわさき農作物ブランド品20品目の中でも、茎が甘いといったほかにはない食材としての特徴があるとともに、葉物の不足する2月下旬から4月中旬を中心に、市民に市内産農産物として供給できるといった特性を持っており、今後、さらに地域特産物として普及していきたい品目と考えております。

今後、知的財産ポリシーの趣旨に沿って、共同研究が促進されることにより、試験研究成果の社会での幅広い活用と、本市の農業に関する課題解決及び農業生産への貢献を期待しているところでございます。

以上でございます。

司会： ありがとうございます。

続きまして、大学と自治体の連携による共同研究の意義等につきまして、明治大学副学長の竹本様からご説明をいただきます。

竹本様、よろしくお願いたします。

竹本副学長： ただいまご紹介いただきました、明治大学の竹本と申します。

明治大学は、学長以下、副学長が7名おりますけれども、地域連携担当の副学長、それから研究知的財産担当の副学長が別におります。私は教務担当ということで、入試から教育、就職まで全般を取り扱っております。たまたま農学部にも所属していると

ということもございまして、以前より川崎市と関連を持たせていただいているので、本日、私のほうから簡単に本学の地域連携についてお話をさせていただきます。

明治大学の地域連携は、大きく柱が幾つかございますけれども、大きい柱は2つでございます。1つは創立者の地域、明治大学は3人の創立者によってつくられておりますので、それぞれの創立者がおりました山形県の天童市、それから福井県の鯖江市、そして鳥取県というところの3つの地域との連携というのが1つの柱でございます。

もう1点の地域連携は、キャンパスの所在している地域との連携でございます。明治大学は、本部は東京千代田区に駿河台キャンパスがございますけれども、それ以外に和泉キャンパス、これは杉並区と世田谷区の間あたりに位置しております。それから、もう1つが生田キャンパス、我々農学部、それから理工学部がございますが、川崎市多摩区でございます。もう1つが一番新しいキャンパスで、中野区に中野キャンパスというのがございますので、この4つのキャンパスそれぞれの地元と、様々な連携を行っております。そのうち、川崎市とは生田キャンパスでございます理工学部、農学部を中心として、様々な関係を結ばせていただいているということでございます。

もう1つ、川崎市においての連携は、私どもがおりますのは多摩区でございますので、多摩区には3つの大学がございます。専修大学、それから日本女子大学、そして明治大学、この3つが多摩区の区役所のところを中心に色々なつながりを持っているというようなこともございます。

さらに、明治大学としては、この地元のセレサ川崎農協が設置しておりますセレサモスという直売所に学生がアルバイトに行ったり、農協が取り組んでいる食農教育に学生が協力をしたり、それから、市内の女性農業者のグループであります、あかね会というグループがございますけれども、そこの交流も毎年行っていたり、学生レベルでも様々な活動をさせていただいております。

今回、この知財ポリシーができて、川崎市のほうと本学の農学部の元木先生のところと、のらぼう菜について技術開発に関する契約が結ばれるということは、これは、これまで行ってきた、かなり漠としたといいますか、学生が地域社会活動に協力するとか、色々なお祭りに出るとか、そういうことじゃなくて、本学が持っている極めて専門的な知識を川崎市の農業部門の技術の最先端を担うというところで一緒にやっていけるということは大変意義深いものというふうに思っております。これはおそらくほかのキャンパスではできない、生田キャンパスだからこそできることであろうというふうに思っておりますし、これまでも理工学部中心に色々やっておりましたけれども、私、農学部にも所属する身といたしまして、今回、こういった契約が結ばれるとい

うことは大変光栄に存じております。これからますます成果が上がって、いい関係が結んでいけるということを期待しているところでございます。

以上でございます。

司会： ありがとうございます。

ここで、3者による記念撮影をさせていただきたいと思います。関係者の方は真ん中にお集まりください。

(写真撮影)

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。進行のほうは、幹事社さん、よろしく願いいたします。

幹事社： よろしく願いいたします。

市長： よろしく願いします。

幹事社： では、のらぼう菜の件で1つお伺いさせていただきます。

川崎、なかなか一般の方からすると、農業のまちというところがピンと来ないと思うんですが、あえて農業というのをここで、市長としてですね、川崎の農業を前面に出そうと思われた、何かきっかけとか、そんなところは。

市長： 今、冒頭申し上げましたけど、のらぼう菜というのは、かなり川崎の市民の皆様にも親しまれてきつつある川崎の農作物だというふうに思っています。先日も、川崎宿のお祭りなんかでも三角おにぎりコンテストをやっても、のらぼう菜を使ったおにぎりが出てくるぐらい、非常に川崎の市民に親しまれている、非常にいい、珍しい野菜だというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、3者がそれぞれ別々に研究をしてきたというところを、これからさらに付加価値というものを高めていく、品質をよくしていくということで目的が一致していることでもありますので、3者が共同してやっという意気持は大変大きいというふうに思っています。それで、さらに品質を高めて、市民の皆さんによりのらぼう菜を普及させていきたいというふうに思っています。

都市農業のイメージがないんじゃないかというふうなお話ですけれども、今、麻生区の黒川にセラサモスができてかなりの年数がたちますけど、相当な、交通渋滞ができるほどにぎわっておりまして、第2号店が今年度、市内、宮前区にもできるということで、かなり消費地と生産地がこんなに近いというふうな、市民の皆様も大分認識しつつあると思いますから、こういったことを通じて、また、さらに高めていきたいなというふうに思っています。

幹事社： 各社、よろしくお願ひいたします。

記者： すみません、よろしいですか。のらぼう菜というのは、川崎の郷土作物ってありますけど、埼玉でも栽培されていますよね。のらぼう菜を選んだ理由、幾つか挙げてもらいましたけれども、その辺、なぜ川崎でのらぼう菜の研究をやるのかというのをもうちょっと。

市長： 私よりも所長のほうが詳しいですから、よろしいでしょうか。

農業振興課長： 経済労働局農業振興課の柏井と申します。お願ひいたします。

今のご質問にありましたように、川崎以外でも栽培ということで、確かに東京都のあきる野市、旧の五日市、また、埼玉県比企郡のほうで、こちらのほうでものらぼう菜ということで生産販売をしております。特に川崎につきましては、早生系、早くできるということで、2月の下旬から出荷が可能であるといった優位性があるということで、また、郷土野菜ということで、菅地区を中心に広がってきたという部分がありますので、のらぼう菜を選定したという経過がございます。

記者： すみません、ちょっとイメージがつかみにくいんですけども、のらぼう菜と知財ポリシーというのがなかなかつかみにくいんですが、すごく市民向けにわかりやすく砕けて言うと、おいしいのらぼう菜を3者でつくっていきましょうという、そういうことであるのか、それとも、近年、自治体と研究機関や大学等が連携して、例えば6次産業化、地域の農産物を、付加価値をつけて市場に売り出していくという、いわゆる6次産業化の動きが盛んですけれども、そういったことなのか、今回の3者による連携というのはどちらの方向に向かっていこうとしているものなののでしょうか。

市長： 10年ぐらい前から、国のほうでも知的財産をどうやって保護していこうかとか、あるいは発展させていこうかという動きができて、基本法もできて、やってきましたけれども、川崎市でも知的財産戦略ということでずっとやってきました。これは工業製品だとか、そういったものが中心になってきましたけれども、今まで農業生産品みたいなものにはあまりスポットが当たっていなかったというのが現実です。それにこういった知財の考え方というのを織り込んでいくというのは、ある意味、当然かもしれないけど、やってこなかったという意味では、相当な、大きな一歩だというふうに思っています。これから知財というものを、農産物のところでもしっかりとやっていくということが必要なんじゃないかなと思っています。それが結果的には6次産業化とか、あるいはいろんなところに、わかりませんけれども、輸出だとか、そういったことにも今後発展していくんじゃないかというふうに思っています。

補足があればお願ひします。

高橋アドバイザー： 知財アドバイザーの高橋です。幾つか話、出たと思うんですが、やはり川崎市の農業って、イメージとして弱いんですけども、逆に強みである工業、これらとの融合といいますか、農商工連携を図る上でも、知的財産の取り扱いということに関しては、やはりきちっと決めていかないと、共同研究に発展したときですか、あるいは何らかの発明、あるいは農業でしたら新品種が生まれたときに、そういったルールを前もって決めておきましょうということが、知的財産ポリシー制定の理由でございます。

記者： 具体的に、知財とはどういうものなんですか。要するに概括的には書いてあるけど、今回ののらぼう菜の共同研究では、センターはどういう知財を持っていて、大学はどういう知財を持っていて、どういうふうに持ち寄って共同研究をするのか、それを具体的にわかりやすく教えてほしいんですけど。

高橋アドバイザー： のらぼう菜の共同研究に関して生まれる知的財産は、これからでございます。共同研究の進める過程において、いろんな知的財産が生まれると思います。

それで、川崎市と神奈川県と明治大学は、それぞれの得意分野、あるいは研究設備、これらを生かして共同研究に進んでいくということでございます。

記者： すみません、今のことで関連なんですけども、のらぼう菜をよりおいしくしていくということも1つあると思うし、先ほど市長がおっしゃられたように6次産業だとか輸出だということもあると思いますし、例えば、川崎市はライフイノベーションだとか、薬品だとかというふうにも進んでいますけれども、例えば、まだこれから知的財産化していくということなんですが、将来的に、現段階でおっしゃれないかもしれないですけども、どういう方向に進んでいけばいいなという具合に市長は思われていますか。

市長： 1つは、今回の制定の意味というか、ポリシーを制定して、こうやって共同の研究をやっていくというのは、それぞれが農業生産品、先ほどの話も重なるかもしれませんが、知財を意識していくというのは非常に大切なことだというふうに思います。今まで、農業支援といっても、技術的な支援というのが主だったわけですけども、知的財産ということを非常に意識して、これからやっていくというのは農業生産者にとっても大事だし、この3者にとっても非常に重要なことだというふうに思っています。

記者： これまで、3者というか、個々が、ここに書いてあるのらぼう菜に関する共同研究の研究内容という、より味のよい系統の選抜だとか、生育に、収量に及ぼす影

響の解明とか、個々がやってきたことというのはあるんですか。それとも、これまでのらぼう菜に関してはこういった研究は全くされていないということなんでしょうか。

農業技術支援センター所長： 農業技術支援センターの二郷と申します。これまでも、のらぼう菜に関しては基本的な調査研究はしております。それは、具体的には、一言でのらぼう菜といいましても、江戸時代の中期から栽培されているというふうに、別紙の2のほうにも少し書いてございますけれども、そういう伝統的な中で、個々の農家さんがそれぞれに種をとってきて維持しているという長い歴史の中で、誰々さんののらぼう菜という形で、のらぼう菜という1つの植物ではあるんですけれども、少しその中で兄弟が分かれていったといいますか、そういう状況がありますので、それぞれののらぼう菜について、どういう特徴を持っているのかということ、あるいは栽培の工夫等については、基礎的な調査はしているんですけれども、今回はこの共同研究によって、それをさらに掘り下げていきまして、さらに特徴的なこと、あるいはアピールできるようなポイントを見つけ出したいというのが今回の共同研究のポイントとなっております。

記者： もう少し体系立てたいということですか。

農業技術支援センター所長： そういうことですね。

記者： せっかくなので、のらぼう菜のおいしい食べ方って、市長はどういうのをお勧めしますか。

市長： 僕はお浸しがおいしいと思います。僕はそういうふうに食べていますけれども。

記者： いや、市長のお好みの食べ方を聞きたかったんです。

市長： お浸しです。

記者： はい。ありがとうございます。

市長： もっとおいしい食べ方ってほかにあるんですかね。

記者： この間、からしあえ食ったね。

記者： うん。からしあえ、おいしかったね。

記者： からしあえ、食べました。

記者： 意外と知られているようで、食べ方も知られていないのかななんて思ったんですね。

市長： ああ、確かに。

記者： せっかくだから、お勧めを教えてくださいなと思ったんですけれども、やっぱりお浸しですか。

市長： 私はお浸しだと思います。

記者： はい。ありがとうございます。

記者： すみません。まだこれからということなんですけれども、例えば一定の時期をめどにして、研究の成果を市民の方々、もしくは研究者の方々に公表というか、発表される時期があるかなと思うんですけれども、今、そこら辺の時期のめどみたいなものというのは何か決まっていますか。

市長： まさにこれから始まるころだと思いますので、ただ、いわゆるのらぼう菜が劇的に味が変わってとか、そういう話ではないので、研究の成果で品質を均一化していくとかという話ですから、のらぼう菜が劇的に糖度が上がるとか、そういう話ではないと思いますので、いずれ品質が高まってとか、おいしいのらぼう菜がセレスアモスなどを通じて提供されていくと。それが1つの大きな成果になっていくんじゃないかなと期待しています。

記者： すみません。関連してですけれども、今おっしゃった、要するに研究の成果の発表というのは、こちらに書いてある研究実施期間が平成30年3月31日までとなっているんですけれども、これまでには発表されるという流れにはなるだろうということ、市長は思われるわけですか。

市長： はい、そう思っております。

記者： すみません。読売新聞です。明治大学の竹本教授にお伺いしたいんですけれども、のらぼう菜の特徴と伺いますか、ぜひこういうところを研究していきたい、のらぼう菜の特筆性についてお話しただければと思ったんですけれども。

竹本副学長： 詳しくは今、元木先生から答えていただきますけれども、私も農学部なので、先ほどからずっと議論が出ていますように、のらぼう菜自体が非常に多様化しているものをきちんと統一的に、我々買う側からすれば安定的に、いつ買っても同じようにというところが1つ重要なところなんですけれども、時期によって、人によって違う、それを少しでも安定化させていくというのは1つの方向なんだろうと思っていますので、それがまだまだこれからということなんだと思います。

あと、元木先生から。

元木准教授： 明治大学の元木です。野菜園芸学研究室で野菜の研究を担当しております。私どもの研究室は、栽培から品質評価、鮮度保持、さらに消費者のほうに渡るマーケティングまで研究しております。

今回、のらぼう菜を3者で研究することになった1つとして、今、地域在来野菜とかそういうものが非常に全国的にも受けております。のらぼう菜というのは、市長さ

んもお話しされたように、川崎の中では非常に人気があるというか、今伸びている野菜です。今、埼玉から東京、神奈川と、のらぼう菜があるんですけども、形質がまだまだ安定していない部分もありまして、今、竹本先生もお話がありましたけれども、今後、消費者に安定してそろったものを提供していくためには、品種を選んでいったりとか、栽培法を変えていったりとか、あるいは鮮度をどうしていったりとか色々あると思うんですが、それぞれの得意分野でそういうところを結集しながら、川崎のブランドとして出せるように持っていきたいと私どもは考えております。

以上です。

記者： ありがとうございます。

市長： ちょっと細かい話ですけども、私から。今後、どういうふうに研究を進めていくかということなんですけれども、本年度、27年度から28年度にかけて、栽培条件、方法の違いによる生育と収穫量に及ぼす影響の解明などについて、明治大学が試験、研究を行うと。神奈川県と川崎市は、過去の試験成績などの情報提供や栽培試験への助言を行うということです。

時期は重なりますけれども、本年度から29年度にかけてですけども、のらぼう菜のしおれやすい性質への対応のため、鮮度保持と鮮度保持資材の評価を明治大学が行って、神奈川県と川崎市は明大への情報提供を行っていくと。

これらの試験、あるいは研究の成果を生かして、28年度から29年度にブランド化に向けた品質安定のための品質基準と共同研究の成果を生産者に還元する栽培マニュアルの作成を3者で共同して行っていくと、こういう手順で行ってまいりたいと考えております。

記者： アドバイザーの高橋さんに伺いますが、こういうふうに自治体が地域の特産物とか農産物について、大学なんかの研究機関と知的財産ポリシーとかそういう知財の考え方を生かしてやっていくというのは珍しいんですか、それともこれまでに例はあるんでしょうか。

高橋アドバイザー： 川崎市の農業技術支援センターの公的試験研究機関という位置づけなんですけれども、全国で300以上ある公的試験研究機関、公設試と呼んでいますが、公設試の知的財産を、例えば企業だとか生産者あるいは大学等と連携して技術移転をするという動きは、知財立国宣言以降、2002年に知財立国宣言があったと思うんですけども、公設試が実は一番おくられているんですね。大企業ですとか、大学ですとか、国の研究機関というのは、国の支援もあって比較的進んでいるんですけども、公設試の知的財産に関する技術移転による生産者とか企業との連携という

のは残念ながらおこなっているもので、今回のものが川崎市においては1つのきっかけになって、公設試から生産者あるいは企業への技術移転に発展していく、その中でお互いに不足する技術に関しては、大学あるいは県の機関と連携する必要があるということでございます。

司会： よろしいでしょうか。

では、本件につきましては、以上をもちまして終了させていただきます。

ここで関係者の方が退室されます。よろしく申し上げます。

《市政一般》

《セイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎について》

司会： 大変お待たせしました。

次に、話題提供といたしまして、セイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎について市長から説明いたします。市長、よろしく申し上げます。

市長： それでは、5月10日、今度の日曜日になりますけれども、メインスタンドがリニューアルされた等々力陸上競技場に国内外の陸上競技のトップアスリートたちが集まります。セイコーゴールドングランプリ陸上3年ぶりに川崎で開催されます。

この大会は、8月に北京で行われる世界陸上競技選手権大会の日本代表選手選考を兼ねている大会です。国際陸上競技連盟が主催するIAAFワールドチャレンジ第3戦に位置づけられる大会で、原則として各種目世界ランキング50位以内の選手が4名以上出場いたします。

日本で開催される唯一の陸上の世界大会でありながら、大会当日の午前中には、市民が参加できる50メートル・100メートルを走ろうというイベントも開催されます。また、このイベントには、市内の障害者陸上競技団体の皆さんもエントリーして、市内の小学生と一緒に等々力陸上競技場を駆け抜けます。

川崎ならではの試みといたしましては、川崎市より提案し、日本陸上競技連盟に交渉していただいて、国内外の障害者トップアスリートが本大会に出場するオープン種目を実施いたします。

魅力盛りだくさんのセイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎に、皆さん、ぜひ足を運んでいただければと思います。

以上です。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。市政一般の質疑とあわせまして、質疑応答という

形にさせていただきます。

それでは、幹事社さん、お願いいたします。

(中学生死亡事件について)

幹事社： 幹事社より数点、市政一般等から質問させていただきます。

中1の殺害事件の件で、先般、市のほうの取りまとめの中の一部である有識者会議が開かれました。初会合があったばかりで、まだなかなか何とも言えない部分だと思えますが、今後、市長として、この有識者会議での議論に対して期待されるどころ、これを市の取りまとめに対してどう生かしていくかというところでお考えがあれば。

市長： 行われた当日の後の会見のような席でも申し上げたんですが、これまでの庁内対策会議、教育委員会での検証委員会というのはあくまでも内部の話でありますので、今回、外部有識者の方7名、それぞれご専門の方、国内でも第一人者のメンバーがそろっているということもありまして、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただいて、それらの意見を確実に最終的な報告、そして取組に生かせるようにしてまいりたいと思っています。前回は第1回目でありましたので、まず、共通の認識というか、現状把握等々をさせていただいて、第1回目にもかかわらず、かなり突っ込んだ深いお話もいただいたところです。今後の開催、まだ続きますけれども、期待しているところです。

(箱根山の小噴火の恐れについて)

幹事社： 同じく幹事をしていきます。お世話になります。

市内への影響は直接考えにくいと思うんですけれども、今週、箱根の火山の問題が出ていまして、長期化するとかそういったときに、川崎として何か今後対策が出てくるかどうか、その辺の可能性というのはあるものなんでしょうか。

市長： リアルタイムで動いているところもあって、日々、レベルが変わったりしているんで、今のところ何とも言えないんですけれども、去年出た蔵王のことを考えると、風評被害みたいなものがかなり拡大していると聞いています。ですから、箱根のことも冷静に、何が危険、どこまでが注意しなくちゃいけないことで、それ以外は大丈夫なのか、適切な情報提供を求めていくということが必要なことだと思います。風評に惑わされず、市民の皆さんもそうですけれども、全国の皆さんにもそこをお願いしたいなと思っています。

(さいか屋の閉店について)

幹事社： 幹事社からもう一間だけ。今月の末、駅前のさいか屋が閉店をされると。もう既報ではありますけれども、これが市の中心市街地への集客にマイナスになるのではないかという懸念もあるかと思うんですが、今後、市として、中心の商業地の振興に関してどういったことを考えられているか。

市長： これ、市のものであれば自分たちで主体的に物事が考えられるんですが、あくまでも民有の土地でありますので、市が直接的にというのはなかなか難しいわけがありますけれども、一方で、川崎のまさに玄関口、顔のところであって、かつ、特に川崎市民にはさいか屋って本当に親しまれてきた商業施設でありますので、すごく寂しい思いと、これからちょっと不便になるなどと思っていらっしゃる方がたくさんいるというのには思いをいたしておりますけれども、今後のことについては少し動向を注視しなくちゃいけないなということぐらいですかね。今のところ、市が主体的に何かできるという立場ではないものですから。

幹事社： 動向を注視するというのは、要は人の流れが変わるといえるか、減ってしまう可能性もあると。その辺について注視したい……。

市長： そうですね。今後のことについても、どう変わっていくのかということにもしっかりと注視していきたいというのは、それはいわゆる川崎の駅前のまさに一等地のところでもありますから、どう変わるかということは市民の関心も非常に高いと思っていますので。

幹事社： では、各社どうぞ。

(多摩川河川敷の献花台設置について)

記者： 多摩川の河川敷の関連なんですけれども、4月27日にぼやがあったと思うんですか、場合によっては危険なことになる可能性もあったと思うんですが、そのことについて、あの土地を所有する市としてどのようにお考えかということと、あともう一点、毎日のように行っていらっしゃるボランティアの方からお聞きしたんですが、最近よく市の方がいらっしゃっているということで、そのお話の中で、具体的に献花台のようなものを設置する時期とか場所についてのお話があったということがあったので、実際に前向きに検討を進めているのかということをもう一度確認させていただきたいと思います。

市長： いえ、これまで本市で献花台を設置するということを言ったことがないということと、まず第一に、これまでも申し上げてきましたけれども、一番配慮しなけれ

ばならないのはご遺族の方々でありますし、献花しに来ていただいている方たちというのはそれぞれの思いを持って献花してくださっているんだと思いますから、そのお気持ちは大切にしくちやいけないと思っています。一方で、不審火が出るという危険な状況も2回ほどあったわけでありますので、その辺の安全性もやはり考慮しなくちやいけないと思っています。ですから、これまで言ってきた献花台については慎重に考えているというのは、これまでと全く変わりありません。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。

記者： すみません。今のに関連して、献花台、もう四十九日もとっくに過ぎていますし、撤去するなら撤去したほうが、火災もあるし、これから夏場でさらにまた……。ボランティアの方が色々ごみを掃除したりもしているらしいんですが、この間の2回目の火事はボランティアの方がまとめた袋から出火しているということだったので、早いうちに状況を打開するべきだと思うんですけども。

市長： それはそうですね。それはそういうことだと思えますが、一方で、まとめていただいたものをもう少し早く別の場所に移動しておけばよかったのかなという反省もあります。そういった意味では、これ、なかなか色々な方々の思いが非常に交錯しているところでありますので、川崎市が何かを設置するとかというのは慎重に考えなくちやいけないと思っています。これは今までどおり変わりません。ただ、安全性の部分についてはやはり一番重要なところだと思っていますので、そのあたりは注意を払っていきたいと思っています。

記者： わかりました。

(交通局職員の処分について)

記者： すみません。小さいことなんですけれども、せんだって、市バスの運転手さんが減給の懲戒処分になりました。これは発表されているので市長もご存じと思うんですけども、お客さんに断りなくトイレに行って、そのときに車どめをせずに、さらにダイヤより10分早く出発して、帰りには車内でたばこを吸っていたという、ちょっと信じられないような、今、経営を立て直している最中で、その中の筆頭にはコンプライアンス対策というのが挙がっているのに、ちょっと信じられないような内容だったんですが、これが発覚、どうやってわかったんですかとお尋ねしたところ、お客さんから声があったので、全車にドライブレコーダーをつけているので、ドライブレコーダーを見てみたら、そういう一連の不祥事、不祥事というか不適切な行為がわかったという話をされていました。信頼して職員に仕事をさせたいというのは、市長

としてはそのとおりだと思うんですけども、ただ、一方でこういうことがあるというのは、残念ながら氷山の一角という可能性もあると思うんで、ドライブレコーダーの定期的なサンプルでもいいと思うんですけども、するなり何なりして、職員、バスの運転手さんの質の向上とかをしていかなければならないんじゃないのかなと思うんですが。今回だけじゃなくて、これまでも市バスはたびたび問題があると指摘されてきて、市バスのほうにもマナーを向上しようということはずっと言い続けてきたのにこれというのは非常に残念だと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

市長： 今回の件を聞いて、本当に非常に憤りと、それから残念極まりない思いをしました。この市バスの運転手に対する厳しいご意見なども、本件だけではなく、複数、これまでも市長への手紙等々でいただいております。その都度、交通局にも言うわけでありましてけれども、いまだにそれが徹底できていないというのは本当に残念のきわみで、市民の皆さんに申しわけないと思っています。一方で、市バスの中でも大変優秀なとか、市民サービスにすごく努めていて、大変喜びとか、ありがたうと、ああいうバスの運転手さんに会えてよかったというような、そういう声もいただいております。ですから、ある意味、いいサービスをした運転手をしっかりと褒め、サービスが怠慢、あるいはできていないというふうな者に対してはしっかりと指導していくということを徹底していかなくちゃいけないと今も感じていますし、これからもしっかりとやっていかなくちゃいけないと思っています。

記者： 例えば、今回はたまたまお客さんが一言もなくおりていったのがわかったという通告を受けて、ドライブレコーダーを交通局が見て、帰りにたばこまで吸っているということがわかったんですけども、これは全ては大変ですが、定期的にサンプルの調査ぐらいしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、もちろん市長がおっしゃったように、いい運転手さんには、いい運転をしましたというような賞を上げてもいいかもしれないですけども、この人だけが本当に悪くて、たまたまそれが見つかったとは、これまでの市バスの問題を考えるとちょっと思えないんですけども。

市長： 組織として、いいサービスを市民の皆さんに提供していくというのも、あらゆる方法等を考えなくちゃいけないし、かつ、マインドセットの問題も大きいと思います。市民の皆さんによりよく、気持ちよく乗っていただくんだというマインドセットができていくかないかということが最も重要なことであって、それを徹底していかなくちゃいけないことであって、監視されているからサービスが向上するかというと、そういう方法もあろうかとは思いますが、それが最適な方法かと思うと、私

はそうではないのかなというふうには思っています。しかし、こういう人が運転手であるということも事実でありますので、そのところはしっかりと受けとめて、改善に取り組んでいきたいと思っています。

記者： わかりました。

(大阪都構想について)

記者： 大阪のほうで大阪都構想が告示されて、住民投票がされる、もうすぐあるんですが、市長、改めてこの大阪都構想についてどのような所感を持っていらっしゃるのかということと、川崎市、同じ政令市として色々な問題意識を持っていると思うんですが、大都市制度についてはどのような考えを今のところ持っていらっしゃいますか。

市長： 実は、ある報道機関から、大阪を除く19の政令指定都市長にアンケート調査があつて、大阪都構想についてどういうふうに思うのかということのアンケートがあつたんですが、私のほうから、住民投票に影響を及ぼす可能性があるということで、回答は一部控えさせていただいた部分がございます。

というのは、これは大阪市民がどう判断するかということであつて、自治のまさに根幹のところを、あえて他の自治体の状況も違うところが、政令指定都市だからといって十把一からげのような形でどうのこうのというのは、住民投票に少なからず影響を及ぼしかねないということで控えさせていただいております。

ただ、大都市制度のことについては、私も問題意識というのはこれまでも申し上げてきたところでありますので、そのことについては言いたいことはたくさんありますけれども、大阪都構想、まさに住民投票が近づいてきている時期でありますので、そのことについてはコメントを控えさせていただきたいなと思っております。

記者： かつて、住民投票になる前のときの市長も、同じような質問に対しては、理解できる部分はあるというような話だったんですけれども、例えばどの辺がというのは何かありますか、その理解できる部分というのは。

市長： いや、これもまさに、何かはまってきちゃう部分もありますので、そこはできれば控えさせていただきたいなと思っております。

記者： 逆に、川崎市と県の関係だとか、横浜市も含めてでもいいんですけれども、二重行政とよく言われる部分というのは、何か実際に、行政の首長になって感じられている部分とかというのはありますか。

市長： 二重だなというふうに思っている部分と、重複してやったほうがいいんじゃない

ないかと思われる部分も、中にはこれまで幾つかありました。

記者： 具体的に何か、これは無駄だなとか、早く解消したほうがいいのか、是正したほうがいいのかというものってありますか。

市長： 色々あるんですけども、個別に言うと、またそこだけが焦点になるので、これまでも川崎市の大都市制度ということについての考え方というのは出してきておりますので、特別自治市というふうなのを志向しているとか、方向性だということとは言っています。若干、横浜市が求めているものと私どものは違いますけれども、その方向性だというのは変わりません。

記者： あの方針というのは、前阿部市長のときに考え方が大分固まって、市長になってから正式に出たのか、ちょっと前後関係は忘れちゃったけれども、前阿部市長のときに特別自治市というような考え方が出ていたと思うんですが、市長自身もあの考え方に関しては、今のところ同じ考えで、方向性でいいという……。

市長： 方向性は一緒です。

記者： 住民投票については、1票でもどっちかが上回れば決まるわけですけども、見通しはどのように感じておられますか。

市長： いや、それはわかりませんし、何となく思っている言葉でも、言わないほうがいいような気がしますので。

記者： そうですか、わかりました。

(セイコーゴールドングランプリ陸上2015川崎について)

記者： ゴールドングランプリの質問が出なかったので、ちょっと聞いてみたいと思うんですけども、障害者の100メートル、オープン種目を川崎がお願いしてという形でやると。いわゆる健常者と障害者が同じ舞台上で1つの大会をやることは僕らも取材したことはないのですが、見たことないんですけども、市長、その意義というのはどんなふうにお考えですか。

市長： いや、これはいい質問をしていただきまして、ありがとうございました。まさに、川崎の目指す社会というのが、世界の舞台上で、セイコーゴールドングランプリのところでできるというのはすごく意義のあるところだと思います。障害のある方もない方もまじり合ってやっていくというのは、目指している方向性がまさに10日にばんと、これが方向性ですよというのが見えてくるんじゃないかなと、それを感じていただければありがたいなと思っています。

記者： その後の、東京五輪・パラリンに向けての大きな一歩という位置づけでよろ

しいですか。

市長： そうですね、はい。

記者： わかりました。

記者： ちょっと桐生選手が出られなくなったというのは残念なんですけれども。

市長： そうなんです。残念ですね。桐生選手出場が決まってから、桐生選手が来るというふうにかなり宣伝してきちゃったものですから、困ったなど。

記者： チケットは大丈夫なんですか、売れ行きは。

記者： もう売っちゃったでしょう。

市長： まだ詳細は聞いておりませんが、でも、出られるか出られないかで随分と集客力が違うと聞いていますので、とても残念ですね。

記者： そりゃそうですね。

幹事社： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

司会： それでは、以上をもちまして市長記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号： 044 (200) 2355